

《漏水》こんな場合は、料金の軽減が受けられます

ここからチェックしてください

こんな原因が考えられます

漏水場所は地中・床下・壁の中
ですか？

いいえ

- ・水洗トイレ、蛇口、給湯器、受水槽などの故障
- ・その他、地上部分の水道管破損など

はい

過去1年間に漏水に対する料金の軽減を受けていますか？

はい

料金軽減の対象
になりません

いいえ

漏水の修理は終わりましたか？

いいえ

東松山市指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください

はい

漏水量の一部が料金軽減の対象になります

東松山市指定給水装置工事事業者に修理完了報告書・工事写真を作成してもらい、軽減申請書を水道課へ提出します

修理が終わったら

お問い合わせは水道課料金係
22-1123（代表）

平成19年度水質検査計画

水道課では、水質検査の適正化・透明性を確保するため、水質検査地点・検査項目・検査頻度等を定め、より安全な水道水をご利用いただけるよう平成19年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

平成19年度水質検査計画書及び平成17年度水質検査結果の詳細については、東松山市唐子浄水場（水道庁舎）、東松山市役所（庁舎2階情報コーナー）にてご覧いただけます。

編集・発行 〒355-0076 東松山市大字下唐子 814 番地 東松山市環境産業部水道課Tel 0493-22-1123

水道課ホームページ <http://www.hmywater.jp>

この広報紙は100%再生紙を使用しています。

